

有害物質管理

今後、増大する解体廃棄物において種々の有害な廃棄物が排出される。事前調査の徹底、分別解体・排出、適正処理が求められる。

アスベスト：石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物処理法等の制定・改正が行われ、解体・改修工事におけるアスベストの適正な処理が求められている。

フロン・ハロン：エアコン等の冷媒フロンの回収率が低いことから、フロン回収破壊法が改正され、行程管理制度が導入されることとなった。

PCB廃棄物：低濃度PCB廃棄物についても、事前調査による確認と適正処理が求められている。

「目で見える
アスベスト建材」



**目で見える
アスベスト建材**



(社)日本建築業団体連合会
(社)日本土木工業協会
(社)建築業協会

■アスベスト使用建材の使用部位例

<RC・S造>

- 1 吹付け材
- 2 石綿含有吹付けロックウール (電式・半電式)
- 3 石綿含有吹付けロックウール (電式)
- 4 石綿含有(ローライ)吹付け材
- 5 石綿含有(ローキョウイ吹付け材)
- 6 石綿含有(ローキョウイ)吹付け材
- 7 繊維状石綿製断熱材
- 8 建築用断熱材
- 9 石綿(けいろう土)・ガラス繊維(けいろう土)含有物
- 10 フレキシブルボード
- 11 けいろう土含有物
- 12 石膏板



1 吹付け材

2 石綿含有吹付けロックウール (電式・半電式)



〈主な使用部位と用途〉 (特 徴)

- 鉄骨製火災壁
- 天井断熱材
- 屋根断熱材 など

3 石綿含有吹付けロックウール (電式)



〈主な使用部位と用途〉 (特 徴)

- 鉄骨製火災壁
- 特にELVシャフト内

用途の割合は比較的少ないが劣化割合によっては異なる

グリーン調達への推進

《会員企業の現状》

グリーン調達を日常的課題として取り組んでいる企業数 86社(回答企業数140社)

《会員企業の実施活動》

建設資機材等のグリーン調達の促進

事務用品等のグリーン調達の促進

グリーン調達関連技術等の開発・改良の促進

《3団体の実施活動》

会員企業への啓発

・「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」の発行

・「建設業におけるグリーン調達の進め方」の発行

・セミナーの開催

関連業界・行政との意見交換会の実施

「国の特定調達品目」等に関して、関連業界の動き、行政等との情報交換を実施

ノンフロン断熱材の促進

・ノンフロン断熱材の採用促進パンフレットの作成

・ノンフロン断熱材の促進に関して行政および製造団体・メーカーとの意見交換会を実施



まとめ

1. リサイクル率目標は達成。建設業における環境保全自主行動計画の改訂により、新たな目標設定が必要。
2. 建設発生土、建設汚泥等大量に排出される土砂系廃棄物の利用プロジェクトの創出が必要。
3. アスベストをはじめとする有害廃棄物の適正処理が改めて求められている。
4. 建設リサイクル法の見直し時期を迎え、上記事項を実現するための法改正のあり方について検討が必要。

3 R 事例

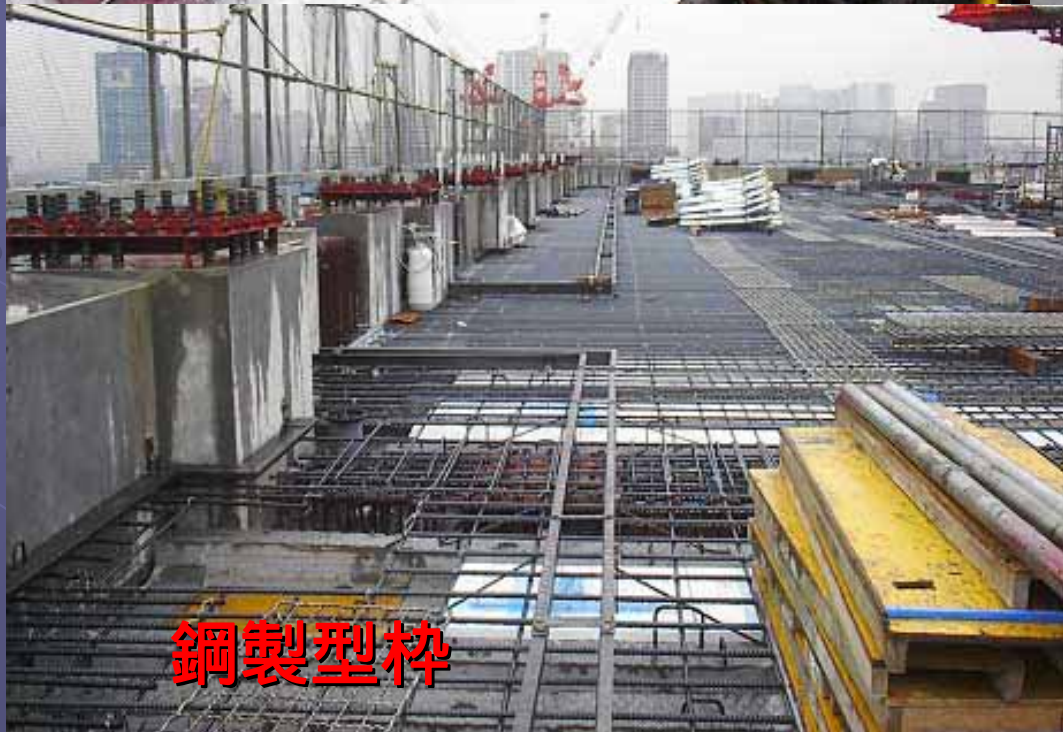
Reduce (発生抑制) 事例



A L Cユニット配管



ループ配管



鋼製型枠



A Wガasket